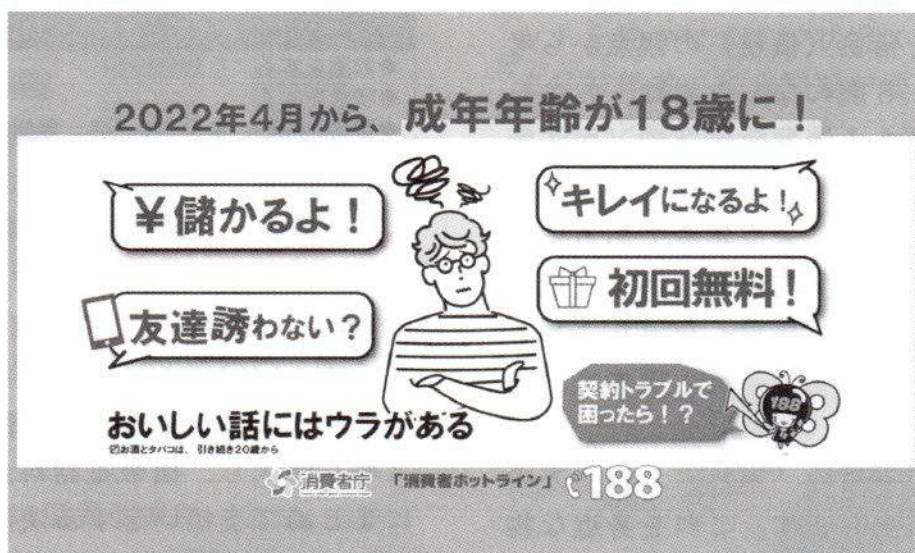


成年年齢引下げによる 消費者トラブルと多重債務



弁護士 松岡 泰樹

神奈川県弁護士会、
神奈川県消費者問題対策委員会

1. はじめに
2. 若者の借金問題
 - (1) キャッシュレス取引時代の借金問題
 - (2) 若者に多い消費者被害
3. 業界の対応
 - (1) 銀行
 - (2) 日本貸金業協会
 - (3) 業界の対応の問題点
4. おわりに

1. はじめに

令和4年4月1日、成年年齢が20歳から18歳となりました（民法第4条）。同日に満18歳、満19歳の若者が成年となり、同月2日以降満18歳を迎える若者が順次成年となっていきます。成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた理由は、若者の積極的な社会参加への期待や自己決定権の尊重等若者の大人としての自覚を高めるため、選挙権の年齢に合わせるためなどとされています。

成年年齢が18歳となったことにより、満18歳になった者は、親の同意なくして契約をすることができるようになりました。これを借金（債務）の観点から考えると、満18歳になった者は、お金を借りる契約である消費貸借契約（民法第587条）などを締結することができるようになったこと、未成年者であることを理由としてその契約を取り消す（未成年者取消）ことができなくなったことを意味します（民法第5条第1項本文、同条第2項）。

契約は、当事者の「申込」と相手方の「承諾」で成立します。これを身近な物を購入する売買契約でみると、買主からの買いたいという「申込」と売主の売りますという「承諾」があれば、買主と売主の間で売買契約が成立します。いったん成立した契約は、通常、当事者が詐欺を行った（偽物であるにもかかわらず、本物と偽って売却しようとした）などの事情がない限り、取消しはできません。そのため、いったん成立した契約を取り消すことは難しくなります。

しかしながら、未成年者の場合は、未成年であることだけを理由として、いったん成立した契約を未成年者側から一方的に取消しすることができます。上記の例で物を買いたいという人が18歳未満の未成年者であれば、売買契約が成立し

たあとも契約を取り消すことができるのです。契約を取り消すと、契約は最初からなかったものになり、未成年者がまだ売買代金を支払っていない場合にはお金を払わなくてもよくなり、支払っている場合にはそのお金を返還するように相手方に求めることができます。

18歳（成年）になったらできること

- ◆親の同意がなくても契約できる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- ◆結婚（男女とも18歳に）

20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権を買う

2. 若者の借金問題

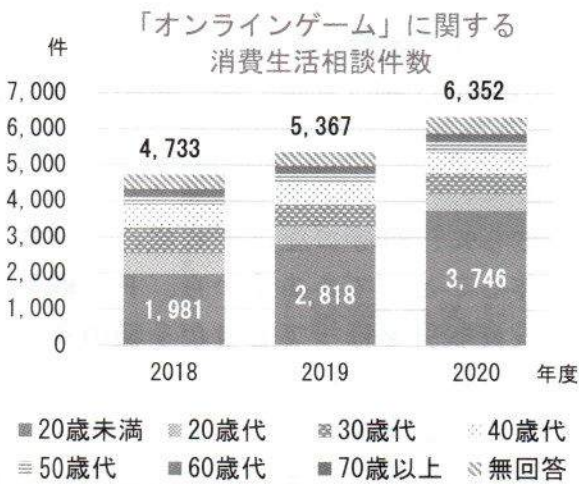
(1) キャッシュレス取引時代の借金問題

近年、〇〇ペイや携帯のキャリア決済（スマホにより電子決済で商品やサービス等を購入し、携帯電話料金の請求の際にまとめて支払いをする決済サービス）などの決済手段が多様化しキャッシュレスの取引が多くなっていることから、若者に限らず、そもそも借金をしている認識がない、借金をしていたとしても自分がいくら借金しているか把握できていないことが多くなってきています。そのため、気が付かないうちに借金が増えていき、気が付いたときにはもはや返済能力を超えているというおそれがあります。

令和3年版消費者白書（消費者庁）によると、オンラインゲームに関する消費生活相談が増加しています。特に20歳未満の相談数が増加しており、令和2年度は相談者数全体6,352件中、3,746件が20歳未満からの相談との統計がされています。オンラインゲームでは、課金

すればゲームを有利に進められるアイテムなどを手に入れることができるため、クレジットや〇〇ペイ、キャリア決済などで課金をして、気が付いたら多額になっているというケースがあるようです。

また、決済手段の法規制は厳しいものから緩やかなものまで決して一律ではなく、悪徳業者が法規制の緩やかな決済手段を詐欺行為などに利用することから、若者が意識をすることなく借金をしてしまうこともあるようです。



出典：「令和3年版消費者白書」より作成

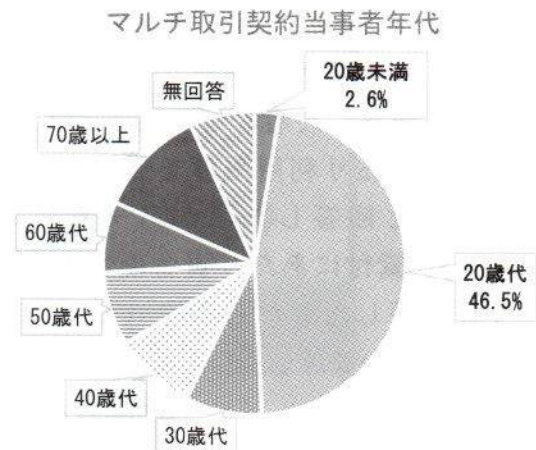
(2)若者に多い消費者被害

成年年齢の引き下げ以前から、大学生など若者が売買契約をする際にその代金の支払いとして、サラ金やクレジットカードで借金をして支払いを強要させるような商法が問題とされてきました。この問題は、成年年齢が引き下げられ、未成年者取消ができなくなった18歳以上の若者も、そのまま当てはまります。

また、消費生活年報2021（独立行政法人国民生活センター公表）によると、マルチ取引に関する契約当事者の年代別では、20歳代の相談が46.5%を占めています。20歳未満の相談2.6%を合わせると、約50%が20歳代以下の相談となっています。大学生が先輩などから儲け話があるとしてマルチを勧め

られ、契約するが、契約時に商品の購入代金、オンラインサロンなどに加入するための入会金などがなかったため、借入れをし、借金をかかえてしまうケースもあるようです。

これらの借金は、社会経験が乏しい若者を悪徳業者が狙い撃ちしている側面があると思われます。以前であれば、大学生であっても20歳未満の未成年者が存在し、悪徳業者も大学生を勧誘した場合、後日未成年者取消を行われる可能性があります。しかし、18歳が成年となった今、高校を卒業した者は全員成年ということになり、悪徳業者が容易にターゲットを見つけやすい状況となっており、より若年者の借金問題が増加するのではないかと懸念されます。



出典：「消費生活年報2021」より作成

3. 業界の対応

では銀行などの業界はどのような対応をしているのでしょうか。

(1)銀行

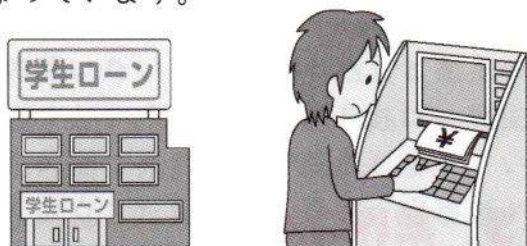
成年年齢が満18歳となる前の令和4年1月9日付日経新聞記事によると、「大手銀行は、親の同意がなくてもカードローンを利用できる緩和策を見送る方針」を決め、「地方銀行も利用者保護の観点から大手行に追随する構えをみせている。」としています。

ただし、同じ記事には「証券会社では（令和4年）4月から18歳、19歳の新成人も口座を開設し、投資信託などを売買できるようにする。」との記載もあります。

(2)日本貸金業協会

日本貸金業協会は、令和3年5月12日から6月4日までの期間、消費者向け貸付を行っている協会員547者を対象として実施した「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果（2021年度調査）」を同年10月に公表しています（調査有効回答数420者）。

この調査によると、令和4年4月以降の貸付方針として、18歳、19歳を貸付対象にすると回答した割合は105者（25.0%）、未定と回答した割合は108者（25.7%）となっています。このうち、貸付にあたり親の同意を取得すると回答した者が31者（29.6%）、貸付にあたり利用限度を通常より低く設定すると回答した者が39者（37.1%）、貸付にあたり資金使途の確認を行うと回答した者が65者（61.9%）となっています。



消費者庁イラスト集より

(3)業界の対応の問題点

前述したように、業界の対応として、大手銀行は、令和4年4月以降においても、ローンを組むには親の同意が必要との運用をし、地方銀行もこれに追随する構えをみせています。また、貸金業者も18歳、19歳の一般顧客を対象とした105者中31者が貸付には親の同意を取得すると回答しています。

しかしながら、これは自主規制に過ぎず、親の同意なくローンを組んだり、貸付をしたりしても、それだけで法律上の問題が発生するわけではありません。全国銀行協会は、令和4年4月8日に「成年年齢引き下げとお金のだいじな話」という特設サイトを開設しておりますが、この特設サイトの概要の説明には、18歳になったら親の同意がなくてもできる契約の中に「クレジットカードを作る」「ローンを組む」ということが明記されています。

そして、実際、各銀行が18歳、19歳の者がローンを組む際に親の同意を必要としているか、現段階では統計がありません。

さらに、証券口座は18歳、19歳でも作ることができますから、FX取引等の投資取引を行って若者が多額の負債を負う可能性は十分にあります。

また、貸金業者は、18歳、19歳の一般顧客を貸付対象とすると回答した者のうち、74者が親の同意を取得しない・未定としているため、自主規制の実効性に疑問があります。

4. おわりに

前述のとおり、業界の自主規制では実効性に疑問があり、また、決済手段の法規制が一律ではないことから、18歳以上の若者が借金をかかえ、多重債務に陥らないような法整備が必要です（例えば、若者の知識・経験不足などにつけ込む不当な勧誘をした場合の取消権の導入など）。

しかし、残念ながら、現状では、十分な法整備がなされているとはいえ、後払いは借金であることを意識し、各消費者が自らの収支のバランスをしっかりと考えなければならないのです。